

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	開会前ではございますが傍聴の皆様にご案内いたします。報道関係者の方による写真撮影につきましては、委員長より案内がございますので、それまでは席でお待ちください。 傍聴の皆様におかれましては、お手元に配布いたしました傍聴に関するご案内をご一読の上、ご協力をお願いします。 委員の皆様は本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ個別のご連絡はお控えください。 本日の第3回第三者委員会につきましては、事前に桐生市のホームページ等でもお知らせいたしましたが、第1部公開、第2部非公開として予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、第1部終了時、委員の皆様にご質問がある報道関係者の方につきましては、15分間の質疑応答の時間を設けますので、よろしくお願いいたします。それでは開会までしばらくお待ちください。 定刻になりましたので、ただいまから第3回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会を開会いたします。 皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。 議事に入る前にお配りした第1部の配布資料を確認させていただきます。 初めに、本日の次第、出席者名簿、座席表がございます。 次に資料10 総合評価落札方式及びプロポーザル方式について、資料11 新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）、資料12 職員アンケート調査結果について、以上でございます。 なお、資料は第1回からの連番となっておりますので、よろしくお願いいたします。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	本日の第1部の会議資料はホームページでもご覧いただけます。こちらの資料につきましては、傍聴の皆様にもお配りしている資料になります。お手元がない場合は事務局係員にお知らせください。 資料は事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。お手元の資料に不備等がございましたらお知らせいただきたいと思います。と思いますが、皆様のお手元にごございますでしょうか。 本日の出席委員の皆様につきましては、配布いたしました出席者名簿のとおりでございます。 続きまして、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例第6条第2項によりまして、委員の過半数の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で3名中3名の方がご出席しておりますので、本委員会は成立しております。 本日の議事の進め方でございますが、第1部を公開で行いますが、後半の第2部は、個人情報扱うことにより非公開で行う予定ですので、報道関係者を含んだ傍聴の皆様におかれましては、第1部終了後の報道機関からの質疑応答が終了いたしましたら、お手数ですが、ご退出をお願いいたします。 また、本日の第1部の会議録は、準備が整い次第、ホームページへ掲載いたします。なお、第2部につきましては、その概要を後日公開しますので、よろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。それでは議事の進行を矢田委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
矢田委員長	よろしくお願い致します。委員長の矢田です。早速ですけれども、本日の議事（1）契約検査課からの報告についてに入りたいのですけれども、それに先立ちまして本日ですが、第2部については個人情報扱うということになっておりますので、非公開で行うという形を事前に委員間で決定しておりますので、この点ご理解いただきたいというふうに思っております。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

矢田委員長	また、ただいまから、報道関係者の方の写真撮影等については許可いたしますけれども、一般傍聴者の方々に対する配慮の上、議事進行の妨げにはならないよう、ご協力の方よろしく願いいたします。 また、赤いパーテーションを超えての撮影の方はご遠慮いただければと思っております。 それでは早速ですけれども、議事（1）契約検査課からの報告に移りたいと思います。よろしく願いいたします。
契約検査課長	契約検査課長田島と申します。よろしく願いいたします。それでは、私の方から前回の第三者委員会でご提案をいただきました、総合評価落札方式やプロポーザル方式を採用・実施するにあたって基準を設けた場合のメリット・デメリットといったことについてご説明をさせていただきます。 なお今回ご説明させていただくにあたりましては、改めまして総合評価落札方式とプロポーザル方式について、委員の皆様にご共通認識を持っていただけますよう、まず、両方式の概要それから基準、いわゆるガイドラインといったものの役割について説明をいたしました後に、ガイドラインを作成するメリット・デメリットについてご説明させていただきます。 それではお手元の資料 10 総合評価落札方式及びプロポーザル方式についてをご覧くださいと思います。 まず「1 両方式の共通点」でございますが、通常行われる一般競争入札や指名競争入札は、主に価格で受注者を選定するのに対し、総合評価落札方式及びプロポーザル方式はいずれも価格以外の項目、技術力や提案力なども考慮いたしまして受注者を決定する方式となっております。 次にその下の「2 両方式の特徴」でございますが、まず総合評価落札方式、左側でありますけれども、こちらについては地方自治法上一般競争入札における一つの類型となっております。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

契約検査課長	地方自治法施行令第167条の10の2におきまして「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをしたもののうち、価格その他の条件が、当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる」と定めておりまして、価格以外にもその他の条件、先ほど申し上げました技術力などを考慮できる方式となっております。 また、総合評価落札方式では法令で定められた手続き、いわゆる法定事項がございまして、箇条書きで記載させていただきましたが主なものとしたしましては、まず一つ目の項目ですけれども、「落札者決定基準を定めなければならない」とあり、こちらにつきましては応札者を評価するにあたり基準となる評価項目、配点、算定方法などといった項目を定めることとされ、この基準につきましては公表が義務づけられております。 また、その他の事項といたしまして二つ目の項目ですけれども、「落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない」といったことも定められております。このように総合評価落札方式を実施するにあたりましては適正に実施されるよう、法令に基づいた手続きが定められております。 この方式の特徴につきましては、受注者に対し、設計図書等のおりの履行を求めますけれども、価格以外の多様な要素も考慮することで、発注者にとって価格及び技術力などの条件が最も有利な相手と契約できる点にございます。 次に右側のプロポーザル方式でありますけれども、こちらにつきましては地方自治法上では随意契約に分類されます。随意契約とは価格競争によらずに、任意で特定の相手を選定して、契約を締結できる方式となっております。この契約は、価格競争によらない例外的な契約でありますので、法令で定められた要件を満たす必要がございます。その要件の一つが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質または目的が競争入札に適さないものをするとき」でございます。 プロポーザル方式ではこれを適用いたしまして、価格競争ではなく、提案者の技術力や提案力を評価することで随意契約の相手方となる受注候補者を特定することになります。
--------	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

契約検査課長	なお、プロポーザル方式では、総合評価落札方式とは異なり、法令で定められた法定事項は特にございません。そのため案件の特性に応じて柔軟な手続きを設計することもできます。この方式の特徴といたしましては事業者から対象業務に関しての企画案・実施方針等の提出を求め、最も優れた提案書を採用する選定方法であり、提出された企画提案を踏まえて仕様書を作成し、随意契約を行うことで、最も優れた成果を期待できる点にございます。 それでは2ページをご覧ください。 「3ガイドラインとは」でございますけれども、一般論でありますけれどもガイドラインとは業務を実施するための基本的な考え方、望ましい手順、判断基準などをまとめたものでございます。法的拘束力を持つものではありませんが、業務を実施する上での留意点等を示すことで業務の質を確保し、担当者が適切かつ効率的に業務を進めるための指針となるものであります。 参考といたしまして、その下に群馬県の総合評価落札方式のガイドラインと栃木県那須烏山市のプロポーザル方式のガイドラインの目次を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。 次に3ページをご覧ください。 最後になりますが、「4両方式のガイドラインを作成するメリットとデメリット」についてであります。まず総合評価落札方式のガイドラインを作成する場合、メリットにつきましては2点あると考えております。 まず1点目でありますけれども、審査の公平性・透明性の向上でございます。総合評価落札方式をどのような場合に適用するかなどの基準等を明確にするなど、恣意的な運用を防ぐことで、公平性を担保できるようになります。また、総合評価落札方式に対する市の考え方を示すことで、入札参加者に対する透明性が高まります。 2点目につきましては事務の標準化と効率化でございます。個別に検討していた評価項目や配点、算定方法などをガイドラインで例示することで類型化・標準化することができ、案件ごとの事務負担が軽減されます。
--------	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

契約検査課長	一方でデメリットも2点考えられます。まず1点目でありますけれども制度の硬直化でございます。ガイドラインで評価項目や配点などを固定化しすぎると、個別の工事などの特性に応じた柔軟な対応・評価が困難になる可能性がございます。また、2点目はガイドラインと執行要綱の位置づけでございます。現在、桐生市におきましては、総合評価落札方式については、執行要綱を用いて運用しておりますので、新たにガイドラインを作成することによりそれぞれの位置づけが曖昧になる可能性がございます。 続きまして、プロポーザル方式のガイドラインを作成する場合のメリット・デメリットでありますけれども、まずメリットについては3点あると考えております。 1点目は総合評価落札方式と同様に公平性・透明性の向上でございます。業者選定のプロセスなどをガイドラインで示すことで恣意的な運用を防ぎ、選定過程の公平性・透明性が高まります。 2点目は手続きの明確化と事務負担の軽減でございます。現在は案件ごとに実施要領や審査委員会設置要綱等を策定しておりプロポーザル実施課の事務負担が大きくなってございます。共通する項目であります、公告内容、実施手順、守秘義務などをガイドラインとして整備することで事務の効率化を図ることができるようにと考えております。 3点目でありますけれども審査委員会の運営の標準化であります。審査委員会の構成や役割、評価の視点などの考え方をガイドラインで標準化することで、案件ごとに評価のばらつきを小さくすることができると考えております。 また、最後にデメリットになりますが総合評価落札方式と同様、制度の硬直化が懸念されるところです。プロポーザル方式の利点につきましては概要のところでも申し上げましたが、案件の性質に応じた提案を柔軟に募ることができる点にあります。ガイドラインで手続きや評価項目などをあらかじめ定めすぎると柔軟性が失われ、最良の提案が出にくくなる可能性があると考えております。資料10についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
--------	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

矢田委員長	ご説明の方ありがとうございます。今契約検査課の方からご説明をいただきましたけれども、この点について、委員の皆様の方からご質問あるいはご意見の方あればと思うのですけれどもいかがでしょうか。 増田委員、お願いします。
増田副委員長	ご説明ありがとうございました。行政は中立性が厳格に求められる一方で、職務上、担当部署の裁量が大きくなりがちだと考えております。そのため、総合評価落札方式の公平性の担保、事務負担の軽減などの観点から、ガイドラインの作成に賛成いたします。また、プロポーザル方式については、随意契約に類型されておりますので、特に恣意性が入り込みやすいと考えられます。総合評価落札方式の論点に加えて、ガイドラインの策定により、審査委員会の標準化を図ることがよいのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。
矢田委員長	契約検査課長何かありますか。
契約検査課長	ありがとうございます。仮にガイドラインの策定を進めるといったことになると、その場合にはプロポーザル方式における審査委員会の標準化、今ご意見にありましたけれど、こちらを図ることは大変重要であると考えますので、策定する場合にはどの程度まで具体的に記載していくかなどを今後検討いたしまして、第三者委員会に原案の方をお示しする機会がございましたら、改めて委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。以上です。
増田副委員長	ありがとうございました。
矢田委員長	寺内委員何かありましたらお願いいたします。
寺内委員	最初に前提を確認したいのですが、総合評価落札方式は公共工事が対象という認識でよろしいですか。
契約検査課長	はい。現在はそのように理解しています。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	翻ってプロポーザル方式は、公共工事、建設コンサルタントへの委託業務にこだわらず、一般的な桐生市が発注する、企画力や実施方針の提案を求めるような入札方式に採用されているという理解でよろしいですね。
契約検査課長	はい。委員おっしゃるとおり役務・物品等も含めまして幅広く適用しています。
寺内委員	元々が新庁舎建設工事関係の議論をしているものだから、全てが公共工事に関するような話になってしまっていますが、今、契約検査課長がお話しいただいたとおり、総合評価落札方式については、いわゆる公共工事が対象の方式であって、プロポーザル方式については、それにこだわらず役務含めた他の業務や幅広の採用方式だという理解を前提にお話する。そういう観点で今いろいろご説明いただいたが、お話聞いている限りだとメリット・デメリットが偏っているという気がしました。 議論が市役所の新庁舎の建設工事の議論をしているものだから、多分そういうふうになったのかと思うのですが、元々今回のメリット・デメリットの考え方のもとになったものを教えていただきたい。メリット・デメリットの量がちょっと少ないのではないかと。あと、このデメリットで言うと、他に採用している方々も、例えばプロポーザル方式や総合評価落札方式を採用している方々も、このデメリットを甘受しているとか、受けてやっているのではないかな、というような印象を与えてしまうと思う。その辺について元々の根拠とか、それとデメリットが一方的に感じるということに関してご意見いただけるとありがたい。
矢田委員長	契約検査課長お願いします。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

契約検査課長	ご意見ありがとうございました。まず今回の資料をご提示するにあたりまして、前回の委員会でのご意見を踏まえて資料を作成するまでは、正直私どもとしてはそれぞれの方式に関するメリット・デメリットというものを整理したものはございませんでしたので、改めて今回の委員会に向けましてこの資料を作成するということで、まず他の自治体でこういったことを検討した実績があれば参考にさせていただこうということで調査をさせていただいたのですけれども、我々が調べる限りガイドライン作成のそのものの是非を論じたような資料というのは入手することができませんでしたので、出典という意味では明確な出典というのはございません。 そういうことから、我々の方でこのメリット・デメリットについて平たく言うと自力で作成することにしたのですけれども、その中でまず他の自治体のガイドラインはいくつか入手できましたので、その辺を参考にさせていただくことをまず考えました。ただ、他の自治体のガイドラインと一口に言いましても、それぞれについてかなり違いがありまして中には方式の心得的なものになっていたり、あるいは、事務マニュアルのようにかなり細かいところまで職員が間違いなく処理ができるようなマニュアル的なものもあったりということで、かなり多岐にわたるものがありました。 そういったものをつぶさに見る中で、その中からメリット・デメリットとなり得るような要素を我々の方で抽出をさせていただき、今回、メリットをそれぞれ挙げさせていただいたのですけれども、正直デメリットにつきましては、あえて挙げるならということで、今回、制度の硬直化というものを共通したものと挙げさせていただいたとおり、正直言うとそれほどデメリットというのはないのかなと私としては捉えております。 ちなみに実例として参考にさせていただいた自治体の例ですけれども、県内では群馬県のほか前橋市や沼田市、また県外では先ほどご紹介した栃木県那須烏山市や東京都府中市それから大阪府茨木市や香川県高松市など、こちらの方を参考に今回の資料を作成させていただきました。以上です。
矢田委員長	ありがとうございます。寺内委員何かありますか。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	ご苦労いただいたということでよくわかりました。自分が県の職員という立場もあるものですから、デメリットで制度の硬直化と言われるとついそれに対して何か言わなくてはと思ってしまうのでお話した。群馬県としても、制度の硬直化に陥らないような工夫を十分していると、手前味噌ながら考えています。そういう観点から言っても、デメリットに対する改善策とか解消策とか、そういうものはガイドラインを作成してこうというお考えがある中で、非常に考えていかなくتهいけないことだと思う。こちらについては何かお考えはありますか。
契約検査課長	引き続きお答えさせていただきます。両方式のあえて挙げたデメリット制度の硬直化でございますけれども、ガイドラインに掲載する項目の選択や記載内容の程度によってデメリットの方は改善できるのではないかなというふうに考えております。そういったものにつきましては先ほど増田副委員長にもご答弁させていただきましたけれども、今後どの程度を具体的に記載するか等を検討いたしまして、機会がありましたら第三者委員会の委員の皆様にもお示しをいたしまして、改めてご意見を伺いたいなというふうに考えております。 また、総合評価落札方式のデメリットの二つ目にガイドラインと執行要綱の位置づけということでこれは本市特有の案件ですけれども、本市は執行要綱を既に運用しているという状況があるのでダブルスタンダードというのか、屋上屋を架すというのか、そういうことになるおそれがあるということかと思っておりますけれども、県内他市におきましても要綱を詳細にして運用している自治体も多いというふうに伺っております。一方、群馬県については、ガイドラインと実施要領の両方を策定しているというケースがあります。 いずれにいたしましても職員が実際に事務を行うに当たりまして、要綱とガイドラインですみ分けした方がわかりやすいのか、あるいはどちらか一方にまとめた方がわかりやすいのかそれぞれ一長一短あるかと思っておりますのでその辺の検討も進めてまいりたいと考えております。以上です。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	ありがとうございました。群馬県でも今ご説明あったとおり、要綱も作っていますしガイドラインも作っています。先ほどあった制度の硬直化に陥らないような体制作りもしていると認識しておりますので、ぜひ参考にさせていただけるといいと思います。 あといくつかお伺いしたいのですが、ガイドラインの作成を今後進めるに関して、先ほどのお話で参考にした自治体があるとお話いただいたのですが、これは電話の聞き取りとか、ホームページ等で調査したとか、具体的にはどのような感じで行いましたか。
契約検査課長	まず調査に当たりましては電話で。訪問は現時点ではしてないのですが、ホームページで検索した上で可能性があるようなところに対して電話で確認して、ホームページ上で入手できるものはそのまま直接入手したり、掲載していないものを電話の問い合わせによって改めて送っていただくような形で資料の方は入手いたしました。
寺内委員	わかりました。ありがとうございます。そういう作業で収集できる情報や資料は足りることもあるでしょうし、もしかするといくらか理解が深まらない可能性もあるかと思いますので、ぜひ近場の群馬県もありますし、国土交通省もやってらっしゃるでしょうし、あと先行自治体も近いところもいくつかあるようですから、そういうところに直接訪問で聞き取りや視察などを、事務局として実施するようなことはお考えになっていきますか。
契約検査課長	ご指摘のとおり制度の理解を深めるという意味におきましては、先行自治体へ聞き取りを行うといったことは大変有意義なことだと考えております。県内等であれば当然容易に訪問できると思いますので、十分検討してまいりたいと思います。また一方で、先ほどご紹介したとおり、先進地は遠隔地もございますので、訪問以外の電話、メール、またオンラインでのやり取りもかなりやりやすくなっておりますので、その辺幅広くに実施の方を検討してまいりたいと考えております。 また、委員の方から再三ご紹介ありました、群馬県が総合評価落札方式についてはかなり先進的な取り組みをやられておりますので、群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会、こちらについてもご意見の方を伺ってまいりたいと考えております。以上です。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	ありがとうございます。制度導入にあたってはいろいろ乗り越えなければいけないハードルもあると思うのですが、ぜひ前向きなご検討いただけると。私も公共工事に携わっている者として、応援したいと考えておりますので、ぜひ前向きにご検討いただきたい。 最後になるのですが、ガイドラインは作って終わりではないと思うのです。群馬県も国土交通省もそうですが、1回作った後、何年かしたら見直したり、追加の資料をつけたりして、運用しながら不備とか不都合があればブラッシュアップしていくという方法もあると思います。ぜひ前向きにお考えいただければと思います。特にご回答は結構ですので。ぜひ引き続き前向きなご検討をお願いします。
矢田委員長	契約検査課長の方からは特によろしいですかね。寺内委員はご意見よろしいですかね。他はよろしいでしょうか。委員の皆様ご意見の方ありがとうございます。 今回契約検査課の方には、メリットですとかあるいはデメリットについて確認、調査いただき、ご報告を受けたとおりのことになるとと思います。ガイドラインの作成等についてなのですがけれども、これだけいろいろ調べていただいたり、委員の方々からも様々な意見いただいているということになりますので、ガイドラインの策定という方向について検討をさらに進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、何かこの点については契約検査課の方からご意見等あれば教えてください。
契約検査課長	今のやり取りでもありましたとおり、ガイドラインを策定することのデメリットというよりはむしろメリットの方がかなり大きいということがあり、またデメリットの方も一定程度の解消は可能と考えておりますので、今回の資料のとおり調査結果や委員の皆様からのご意見、こういったものを踏まえましてガイドラインの策定につきまして今後前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
矢田委員長	ありがとうございます。では次回以降、ご報告いただくことがあるかと思っておりますけれどもよろしくお願いいたします。議事の（1）契約検査課からの報告についてに関しては、委員の皆様、よろしいでしょうか。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

矢田委員長	それでは次、(2) 新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）に移りたいと思います。こちらについて事務局から報告をお願いいたします。
事務局	総務課の前田です。新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）ということで、前回の会議において、時系列順に係する事案を No. 30、31 と追加で説明させていただきましたが、その後内容が更新されておりますので、本日は、令和8年3月27日から7月1日までに発生した No. 32 から No. 45 までの 14 事案について説明させていただきます。なお前回同様、本資料は報道関係資料等を参考に作成させていただいたものとなっておりますので、あらかじめご承知おきます。 それではお手元の配布資料 11、新本庁舎建設工事を巡る入札妨害事件の概要等について（更新）をご覧ください。A3 版の資料となります。 まず、No. 32、日付が令和8年4月20日におきましては、事件概要として、相沢被告の初公判が行われ、相沢被告は令和2年、令和4年の事件ともに起訴内容を否認し、無罪を主張。検察側、弁護側の冒頭陳述および証拠書類の取調べが行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道として相沢被告は「秘密事項の学識経験者の名前を伝えていません。賄賂も受け取っていません」と起訴事実を否認し、弁護側も無罪を主張した。 弁護側は、「相沢被告は設計会社とグンエイ、副市長の三者の共謀に基づく不正行為に利用される形で関与しているにすぎない」と主張。賄賂も「要求したことはなく設計会社から知らぬ間に一方的に送りつけられた」と訴えた。グンエイ本社で関東建設工業を代表とする JV が工事を落札できるよう依頼したとされることについては、「グンエイ元役員の指示通りに発言した」とし、「犯罪の成立に必要な実行行為や共謀、故意などを欠いている」と無罪を主張した。 検察側は冒頭陳述後の証拠調べで、商品券は相沢被告の妻が使用したと明らかにした。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	桐生市の荒木恵司市長は20日の定例記者会見で、「今後の裁判の推移を注視したい」と述べるにとどめた。次回公判は5月11日を予定といった記事が掲載されておりました。 次にNo. 33、日付が4月21日におきましては、市議会関係として、全議員を対象とする全員協議会を開催し、市当局は、森山前副市長の退職手当の支払い差し止めの取り消しについて報告いたしました。 このことを受けた報道として、森山前副市長に支払い済みの1期目退職金1299万9700円について、桐生市議会は全員協議会を市役所委員会室で開き、「市は前副市長に退職金の全額返納を求めるべき」との趣旨の提言を市議会として市に行くことを決めた。 昨年12月に加重収賄などの有罪が確定した同判決では、前副市長が1期目の任期中に不正行為を行ったことを認定している。 市は、市条例に基づき、退職職員が在職期間中の行為で拘禁刑以上の刑に処された場合の「返納を命ずる処分」の適用を検討。処分に必要な退職手当審査会の委員を選定中で、早ければ5月中にも立ち上げたい考えだ。2期目の退職金583万6,600円は今月下旬に支給される予定だが、退職時の前副市長からの自主返納の申し出を踏まえ、市は「前副市長に全額自主返納を求める予定」としている。といった記事が掲載されておりました。 次にNo. 34、日付が4月30日においては、市議会関係として、森山前副市長の1期目退職手当の取扱いについてと題し、全議員を対象とする全員協議会を開催いたしました。 このことを受けた報道として、森山前副市長に支払い済みの1期目の退職金について、「全議員の総意として、前副市長に全額返納を命ずる処分を行うべき」とする意志表明文をまとめ、荒木市長に提出した。といった記事が掲載されておりました。 次にNo. 35、日付が5月11日においては、事件概要として、相沢被告の第2回公判が行われ、森山前副市長および相沢県議の妻に対する証人尋問が行われ閉廷しております。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	このことを受けた報道として、森山氏は証人尋問で、公募型プロポーザル後の2020年8月下旬、副市長室で相沢被告と面談した際、被告に「設計会社から内々に森山氏に質問がある」と審査員の氏名などを尋ねられたと証言。「非公表であり、委員に迷惑がかかるので話せない」などと拒否すると、「市民代表もいるでしょう？」などとクイズ形式で迫られ、審査委員の人数構成などを答えたことを明らかにした。その後も電話で「グンエイさんも教えてほしいと言っている」などと審査委員の実名を教えるよう相沢被告から迫られ、「被告をむげにできず、学識経験者2人の名前を教えてしまった」と話した。 一方、「グンエイと森山氏は設計会社との間にそれぞれ共謀があった」と主張する弁護側は設計会社への受託が決まった後、森山氏がグンエイ社長の関係者から設計会社に便宜を図った謝礼として、別の商品券10万円を受け取ったことを指摘。森山氏は「2度断った」としながら、商品券を受け取っていたことを認める一幕もあった。 相沢被告の妻は検察の問い掛けに「届いた日にちや送り主などの細かいことは覚えていない」と前置きし、自宅に届いたお歳暮の中に商品券の名前らしきロゴが入った箱があったことを証言。被告に「こんなものが届いたら確認して」と口頭で伝え、被告から「確認するからちょっと待ってて」と言われ、その後「使って大丈夫だよ」と言われたと明らかにした。次回公判は5月20日を予定といった記事が掲載されておりました。 次にNo. 36、日付が5月14日においては事件概要として、相沢被告が保釈についてであります。 このことを受けた報道として、5月14日に保釈され、議員活動を再開させた上で改めて無罪を主張。21日開会の県議会にも出席するとした。勾留は330日に及んだといった記事が掲載されておりました。 次にNo. 37、日付が5月20日においては、事件概要として、相沢被告の第3回公判が行われ、市職員に対する証人尋問が行われ閉廷しております。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	このことを受けた報道として、市職員は検察側の尋問に答える形で、審査委員の氏名を秘密事項とした理由について、「審査の公平性を保つため」と証言。具体的には「審査に参加する設計業者が審査委員に営業活動を行うことを防ぐため」や「審査委員に対し、落選した設計業者などから不当な圧力がかかるのを防ぐため」などと話した。 入札公告案が修正されたことに関連し、業者を評価する項目の一つだった「過去の免震実績」の期間について、市側は当初「15年」とする方向で進めていたが、設計会社から複数回にわたり「10年にした方がいいのでは」という意見があったことや、市担当課が森山氏に公告案を説明した後に「10年」と修正されたことなどを証言した。次回公判は6月2日を予定といった記事が掲載されておりました。 次に No. 38、日付が5月21日において事件概要として、相沢被告が県議会本会議に出席についてであります。 このことを受けた報道として、21日午前、県議会の本会議に出席した。保釈後の18日付で、1人会派「真心」の結成を届け出たといった記事が掲載されておりました。 次に No. 39、日付が5月22日においては事件概要として、相沢被告が保釈受け記者会見についてであります。 このことを受けた報道として、被告は「保釈された瞬間から県民の負託に応えられるように活動していかなければと思った」と述べ、県議としての活動再開を強調といった記事が掲載されておりました。 次に No. 40、日付が6月1日においては、事件概要として、新井被告の第6回公判が行われ、森山前副市長に対する証人尋問が行われ閉廷しております。 このことを受けた報道として、設計会社選定前の食事会の席でグンエイの社長や新井被告から「設計会社に基本設計業務などを取らせてほしい」などと言われたことを証言し、「グンエイが設計会社に貸しを作り、後の建設工事などで見返りを得たいのだと思った」と述べた。
-----	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	弁護側は新庁舎建設に関して、「森山氏が設計を設計会社に受注させ、設計工事を関東建設工業 JV に入札させるという構想を描いていた」と訴え、入札自体の違法性を主張。 森山氏は「公告案などの情報が設計会社や関東建設工業に流れるという懸念はなかったか」という弁護側からの問いに「情報が流れるかもしれないという思いはあった」と答えた。 次回公判は6月24日を予定といった記事が掲載されておりました。 次に No. 41、日付が6月2日においては、事件概要として、相沢被告の第4回公判が行われ、設計会社社員に対する証人尋問が行われ閉廷しております。 このことを受けた報道として、社員は相沢被告らに送った商品券などについて、「便宜のお礼との趣旨が伝わっていると認識している」と述べた。 商品券送付後、被告から「ありがとう」と電話を受けたとした。 グンエイ本社での会議の音声が再生され、被告とされる男性が社員に対し、「こちら側の意図することを100%受けてサジェスチョンし、それを通してもらわないといけない」と発言していた。 被告は「関東建設工業が100%取れるんだと示していただきたい」などと入札について強い口調で迫り、入札公告案の情報を関東建設工業とグンエイに共有して両社の意向を反映するよう求めたことを示した。 次回公判は6月15日を予定といった記事が掲載されておりました。 次に No. 42、日付が6月8日においては、市議会関係として総務委員会を開催し、森山前副市長の退職手当について報告いたしました。 このことを受けた報道として、いまだ自主返納なし。前副市長の2期目退職金、桐生市が早期返納求める。といった記事が掲載されておりました。
-----	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	次に No. 43、日付が6月15日においては、事件概要として、相沢被告の第5回公判が行われましたが、相沢被告は出廷できず、証人尋問が延期となっております。 このことを受けた報道として、相沢被告がさいたま地裁に向かう途中の交通事故で負傷し出廷できないとして、予定されていた証人尋問が延期となった。 弁護人らによると、同日朝、桐生市内で親族が運転する車と対向車が衝突。相沢被告は胸を打ち、けがを負ったというといった記事が掲載されておりました。 次に No. 44、日付が6月24日においては事件概要として、新井被告の第7回公判が行われ、設計会社社員に対する証人尋問が行われ閉廷しております。 このことを受けた報道として、設計会社社員は新井被告らが出席する会議の中で、公告案をJV側に共有することが決まったと証言した。 会議は2022年5月に開かれ、新井被告のほか、相沢県議や関東建設工業、設計会社社員ら計8人が出席したと説明。 同社員は会議の他の参加者から、工事の公告案の内容を事前にJV側に共有し、意向を反映させてほしいと頼まれたと証言した。 新井被告からは「関東建設工業を含めて自分たちが新庁舎建設工事を取れるように頑張ってもらいたい」といった趣旨の働きかけがあったと述べた。といった記事が掲載されておりました。 最後に No. 45、日付が6月29日においては、事件概要として、相沢被告の第6回公判が行われ、関東建設工業元営業部長、グンエイ元副社長、新井被告に対する証人尋問が行われ閉廷しております。 このことを受けた報道として、新井被告が証人として出廷し、都内の設計会社社員を交えた会議で、「相沢県議がいることで社員への圧力になると思った」と述べた。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	新井被告は「われわれの業界では設計会社が一番偉い。相沢被告とはうちの会社が仕事を取れるようにするという共通認識はあった」と説明した。 事件と同時期にグンエイは相沢被告が代表の政党支部に多額の献金をしていた。新井被告は「献金は当然。コロナ禍もあり、誰よりも地元のために動いていた」と述べた。 関東建設工業元営業部長は、「入札公告案の中身について、相沢被告とは一切話していない」と証言。 弁護人から「被告は入札公告案の作成に影響を与えていないと認識しているか」と問われ、「はい」と答えた。といった記事が掲載されておりました。 新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）の説明は以上となります。
矢田委員長	ありがとうございます。こちらにつきましては報告という形のものかというふうに理解しておりますので、特に先生方から意見等はないということですのでよろしいですかね。では以上となります。続きまして、議事（3）職員アンケート調査の結果報告についてに移りたいと思います。 まずこの間、事務局の方には、アンケートの実施ですとかその後の集計等をしていただきましてありがとうございました。職員アンケートについてなのですけれども、前回の委員会で実施するということを確認させていただきまして、会議後に実際事務局の方でそのアンケートの実施、あるいはその集計等していただいたということになります。 その結果につきまして事務局から報告の方、よろしくお願いいたします。
事務局	総務課橋本からご報告申し上げます。それではお手元の資料 12 をご覧いただければと思います。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	まず、調査概要についてでございますが、本調査の目的につきましては、再発防止策の提言に向け、事件の原因を分析する一環として、議員と職員あるいは業者と職員の距離感やコンプライアンス研修の受講状況など桐生市の現状を把握するためのものであって、設問数は15問となっております。 次に、アンケートの手法についてですが、まず（1）調査対象者は、令和8年度4月1日付新採用職員および会計年度任用職員、商業高校教諭を除き再任用職員を含む1035人でございます。 （2）実施方法につきましては、電子申請システムLoGoフォームによる無記名アンケート方式で、職員の職場のパソコンおよび携帯電話などのインターネットから回答ができる方法を採用いたしました。 （3）調査期間は令和8年4月13日から4月30日まで実施したところでございます。 回収結果につきましては、回答総数760人で、回答率は73.4%でありました。 補足といたしまして、この後出てまいりますQ2の回答において、選択肢の選び間違いですとか、調査対象者ではない方の回答が数件ございましたので、こちらの方は事務局において適切なところへ修正等をさせていただきますので、あらかじめご理解のほどよろしくお願いいたします。 それではQ1から順次、アンケート結果を報告してまいりたいと思いますので次のページをご覧くださいと思います。 まずQ1とQ2は、任用形態等についての質問でございます。Q1としてあなたの役職は以下のどれに該当しますかという質問ですが、部長級が13人で約2%、次長・課長級が64人で約8%、課長補佐・係長956人で約21%、主査主任級が358人で約47%、主事、技師、その他が169人で約22%といった回答でございました。
-----	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	次にQ2 あなたの職種は以下のどれに該当しますかという質問に対して、事務職（指導主事を含む）が382人で約50.3%、技術職（土木、建築、電気、機械など）が93人で約12.2%、専門職（保育士、保健師、幼稚園教諭、消防など）が241人で約31.7%、技能労務職が18人で約2.4%、再任用職員が25人で約3.3%、その他が1人で0.1%といった回答でありました。なお、その他の回答1件につきましては、「回答しない」という回答でございました。 次にQ3からQ9までは、アンケート調査の主目的であります私用携帯での外部者との連絡についてになります。 Q3ですが、あなたは市議会議員等の議員や業務で関わった業者など業務上の関係者とあなた個人の携帯電話を使って連絡を取ることはありますかという質問です。なお、過去に連絡を取ったことがある場合も、こちらには含まれてございます。 この問いに対しましては、約17%の職員が個人の携帯電話で業務関係者と連絡を取っていて、約83%の職員は取っていないという結果が出ております。 次にQ4 具体的に連絡を取る主な方法は以下のどれですかという質問に対しては、電話が110人で約83%、SNS（LINE、X、Facebookなど）が22人で約17%といった回答で、やはり電話が圧倒的多数となっておりまして通話を利用したリアルタイムの連絡が中心であるということがわかっております。 次にQ5 具体的に連絡を取る内容はどのようなことですか(複数回答可)ということで質問をさせていただきました結果であります、業務に関する基本的事項の確認、連絡が約83%と最多であります。業務に関する要望が約18%、業務以外の個人的な内容の連絡は約14%、業務に関する秘密事項が約1%となっております。 その他の約9%につきましては休日に緊急の連絡、確認を行う際、業務時間外における突発的に生じた修繕の依頼対応といった緊急対応・トラブル対応に関する連絡ですとか、会議の日程調整、イベントの打ち合わせといった通常業務に関する連絡、また議員SNSへのコメントといった業務外の限定的な使用に関する回答となっております。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	次にQ6、業務関係者と連絡を取った内容について上司に報告しましたかという質問に対しましては、全て報告している職員が25%、必要と思われる部分のみ報告しているが約57%と過半数を占め、特に報告していないが約17%となっております。 なお、その他の回答につきましては、業務に関する内容は上司だけではなく、関係部署等も含め必要な相手に連絡しているといった回答でありました。 次にQ7業務関係者との連絡手段にあなた個人の携帯電話を使用することについてどのように考えますかという質問に対しては、問題だと思ったり不安や抵抗があるが最多約37%で問題ないと思うが不安や抵抗はあるの約24%と合わせますと、およそ6割は個人の携帯を使用することに不安や抵抗を持っているということがわかりました。 また問題ないと思うと回答したものにつきましては約16%、約24%の部分となりますが、あわせましておよそ40%、その他の回答は約10%でありました。なお、その他の主な回答といたしましては、問題だと思ったり緊急対応で個人携帯使用が必要。業務用携帯がないためやむを得ない。といったやむを得ない現状の管理体制や実態がわかりました。また、問題だと思ったり、緊急案件があるので一概に言えない、取引業者への連絡には不安や抵抗があるといった個人携帯使用に伴うリスクや問題への懸念、さらには使用者の倫理観や価値基準によるといった個人の価値観に基づく認識といった回答となっております。 次にQ8あなた個人の携帯電話で業務関係者と連絡を取るのはいつですか（複数回答可）という質問に対しましては、平日の勤務時間中が最多で約71%、次いで平日の勤務時間外および週休日、休日の連絡もそれぞれ46、47%と半数近くに及んでいるという結果となりました。
-----	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	次にQ9 業務関係者との連絡にあなた個人の携帯電話を使用する理由は何ですか（複数回答可）ということで、こちらの質問に対しましては、公用携帯がないためが最も多く約80%と圧倒的多数でございました。また、勤務時間外の連絡調整のため約41%、時間外に連絡している状況が確認できました。ちょっとした事務連絡するのに便利なためも一定割合約17%ございました。慣習的に行われているためは約7%、職場では話しづらい内容のためについては約2%と比較的少数、その他も一定程度約17%あったというところでございます。なおその他の主な回答といたしましては緊急時のトラブルの対応のため、出先からの緊急連絡のためといった、緊急対応、迅速な連絡が必要な場合ですとか先方の連絡手段の希望に合わせるためといった連絡手段の制約等によるもの、またお互いが今の立場になる以前からの友人関係のためといった個人的関係等のやり取りといった回答がございました。 次にQ10とQ11です。こちらは研修の受講状況についてでございます。 まずQ10 あなたは公務員倫理に関する研修を受講したことはありますかという質問に対しましては、あるが圧倒的多数約99%を占めておりまして研修の普及率は非常に高いことが確認できました。また、ないはごく少数約1%ということで、研修対象から漏れたなど何らかの理由で未受講の可能性はありますけれども、全体としては極めて限定的ということが結果として出てまいりました。 次にQ11 あなたは受講した公務員倫理に関する研修の中で、官製談合、贈収賄、入札妨害等に関する内容を学びましたかという質問に対しては、約64%が学んだと回答しておりまして、過半数の職員は本研修テーマを学んだ意識がございました。約12%が学んでいないという回答ですがこちらは研修内容にこれらの事項が含まれていなかったか、また理解に至らなかった可能性がございました。 また、約24%がわからないと回答しておりますが学んでいないと回答した人と同様に内容の理解度あるいは記憶にばらつきがあるものと考えております。
-----	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	次のQ12でありますけれども、こちらは公益通報制度の認知についての質問でございます。あなたは桐生市において、公益通報制度の体制が整備されていることを知っていますかという質問に対しては、知っているは約57%で半数を超えているものの、知らないは約43%で、現在でも制度の存在自体を認識していない職員が多いということがわかってございます。 次のQ13 からQ15 までは入札妨害事件の認識についてでございます。まず、Q13 ですが、あなたは令和2年の事件（官製談合防止法違反加重収賄）または令和4年の事件（公契約関係競売入札妨害等）に関して、その当時不正などに気づいていましたかという質問に対して、気づいていたが約1%、気づいていなかったが約99%とほとんどの職員が不正発生時に気づいていなかったこと、また気づいていたとする者からは下にも書かれておりますけれども、具体的な指摘のほか、噂ですとか違和感に基づく指摘がございました。 次にQ14 あなたは、今回のような不祥事が発生した主な要因は何だと考えますか。あなたが考えるものを三つ選んでくださいという質問に対しましては、最も多い要因は前副市長など事件関係者個人の意識、モラルの欠如、これが約88%でございまして、前副市長など事件関係者の資質自体を問題視する声が圧倒的となっております。2番目は組織風土の問題約58%、3番目に多いのが管理監督体制の不備約45%であり、外部環境の影響は約34%と4番目です。以降は入札制度の欠陥、報告・相談体制の不十分さ、職場でのコミュニケーション不足、教育・研修の不足という順番となっておりますが相対的には少数の意見となっております。わからないが約15%、その他が約6%という結果でございました。なお、その他の主な回答といたしましては上位の職にある者への異議申し立てできない状況、心理的な上下関係を伴う人間関係といった権力関係の問題ですとか、個人が金銭的なうまみを得たいという欲求といった個人の意識、財政難、人員不足といった資源不足と回答するものもございました。
-----	---

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	最後にQ15 あなたは、今回のような不祥事を今後発生させないようにするには何が有効だと考えますか。あなたが考えるものを三つ選んでくださいという質問に対してでございますが、最も多く支持されました対策は、組織風土の改善約45%、2番目に多いのは業務関係者との関わり方についての明確なルール・ガイドラインの整備・周知約38%、3番目に多いのは、管理監督体制の強化約35%となっております。これに定期的なコンプライアンス教育・研修の実施、入札制度の見直し改善が約31%で続いているという状況でございます。また、入札・契約制度の研修の実施、不祥事発生時の厳正な対応・処分の徹底、報告・相談しやすい環境の整備、外部機関による監視体制の導入も一定の回答がございました。定期的なアンケート・ヒアリングによる意見聴取、わからない、その他は少数でございました。 なお、その他の主な意見といたしましては、定期的な異動、契約専門官の配置と監視といった組織体制と管理・人事の改善を求めるもの、また、関係者からの誓約書徴取、個人、特別職のモラルの向上といったモラル・倫理意識の向上を指摘するもの、また、プロポーザル方式の運用ガイドラインの策定、不正が発覚した場合の業者へのペナルティ強化といったルール整備と罰則強化を求めるものもございました。公用携帯を技術職に支給、職員数を増やすといった業務環境の改善と効率化といった意見もございました。 以上が設問ごとのアンケート結果となっております。私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
矢田委員長	ご報告ありがとうございます。今回かなり大きな規模でアンケートさせていただきました。職員の方には大きなご協力いただいたことを委員長としてもこの場で改めてお礼の方を申し上げたいと思います。ありがとうございます。 それではただいまの報告を受けまして委員の方々からご意見あるいはご質問等あればというふうに思っているのですけれども、委員の先生方何かございますでしょうか。増田委員お願いします。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

増田副委員長	多岐にわたる調査、本当にお疲れ様でした。それを見ていくつか質問や感想的なものを述べさせていただきたいと思います。まずQ5ですが、業務に対する要望が24人ということで特定の意図をもってして接触してきていることが伺えるのではないかというふうに読み取りました。 またQ6ですがこちらで上司に完全に報告しているケースは少ないということなので、記録を組織的に残すべきではないかと考えました。 それからQ7ですが、個人携帯への連絡に不安や抵抗があるということが読み取れます。業務に関するものは職場の電話や記録に残る職場のメールで受けるべきではないのかなというふうに考えております。 Q11ですが、公務員倫理に関する研修ですが学んでいない人、わからない人がいたので、実際に関連した研修を実施しているのか確認する必要があると思われました。 またQ14ですが、管理監督体制の不備が3位になっており、1位2位は改めにくいため、まずは体制整備をすべきだろうと感じました。 最後に、Q15ですが、業務関係者との関わり方に関するルール・ガイドラインの整備を求める回答が2位ということで、具体的なルール・ルール作りの積み上げと徹底が必要であるというふうに感じました。以上です。
矢田委員長	ありがとうございます。今の増田委員の方からのご意見という部分もありますし、あとQ11の公務員倫理に関する研修の部分については確認する必要があるというようなことをいただいたと思うのですが、どういったことをしているかというのは今、事務局の方でおわかりになることがあれば教えていただきたいのですけれどもお願いします。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	研修を担当いたします人材育成課の方へ確認をさせていただきましたところ、通常の公務員倫理研修の中で今回のような官製談合、贈収賄、入札妨害といった内容に一部触れる部分もあるということではありますけれども、それをメインテーマにした研修というものは行っていないというふうに伺っております。以上でございます。
矢田委員長	契約検査課の方からお願いします。
契約検査課長	私の方からも研修に関して1点報告をさせていただきます。先ほど総務課長から説明のあった職員アンケートの結果、また今報告があったこれまでの研修実施の状況こういったことを踏まえまして、また市議会からも令和8年度予算に対する要望といった中で、こういった契約関係の研修の実施を求められているといったこともございますので、市当局といたしまして現在、契約事務適正化研修の実施を計画をしております。 本研修は全職員を対象に入札・契約制度における違法行為の正確な知識の習得と倫理意識の向上を図り、不正行為の発生を未然に防ぐことを目的に実施をする予定でございます。現在、開催時期は8月頃を予定して計画をしておりますけれども、研修の詳細が決定をいたしましたら改めて報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。
矢田委員長	ありがとうございます。増田委員の方から何かございますかね。
増田副委員長	特にございません。今の考えのとおり、お進めいただければと思います。ありがとうございます。
矢田委員長	ありがとうございます。契約事務適正化研修ですかね、そういった実施されるということであれば、また引き続きご報告等いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。寺内委員の方から何かございますか。
寺内委員	アンケート大変だったと思うのです。ご苦労いただきましてありがとうございます。今回多岐にわたるアンケートで質問いただいたことで、状況がよくわかりました。ありがとうございました。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	その中で私の経験から、私の意見としては、Q5の携帯電話の関係ですね。あとQ8個人の携帯で連絡を取っている方が相当数いらっしゃるようだと思います。個人の携帯でないと駄目なのか、使っているうちに便利になって使っているというのがあるのだと思います。平日の勤務時間中であれば、職場電話で代替できるものであれば職場の電話でなるべくするようにする方がいいのではと思っております。県の土木事務所でも、担当者には公用携帯はないです。昼間の連絡は基本的には職場の電話でとっています。緊急の場合はどうなるかということも当然ありますが、ただ、今回のアンケートの回答内容を見る限り、もしかするとつい便利だから使っているという感じの数かなとも思いましたので、その辺はどうなのかと感じました。 またQ12、公益通報制度ですが、事務局側とするとこういうものを作っているのだがなかなか周知というのが。ないと思っている人が40%以上いるのだというのは、びっくりしたのが正直なところです。更なる周知が必要と思いました。 あとQ7のこれが実態かと思うのですが、職員が個人の携帯を使うことについて、不安があるという回答があったのですが、私も土木事務所を担当していた経験があります。個人携帯でやり取りとなると、どんなことが連絡で来るかと思うとやっぱりそれはストレス。実際は個人携帯でやり取りはしないようにしていました。個人携帯を使うとやっぱりそれなりにいろんな、いつどんなところで電話かかってくるかわからないのでストレスを感じるのだらうと思いました。 またQ11です。官製談合等に関する研修、先ほどもご説明いただきましたが、公共工事なりもしくは契約事務に関わる人には繰り返し継続した方がいいと思います。そのような点を感想として受けたことから、やっぱり携帯電話使わなくてはいけないのだとすれば、業務用の携帯がそんなに配布できないと思うのです。予算の問題とかいろいろ制度の問題とかって難しいと思うのですが、個人の携帯使うのであれば、やっぱり携帯使用のルール作りみたいなものも必要なかと思っています。
------	--

第3回第三者委員会会議録（第1部）

寺内委員	また研修の充実というのは、人材育成課の方大変なのだと思うのですが、将来的に長い目で見れば必ず良い結果をもたらすものだと思います。公益通報制度の周知も含めて、地道に取り組んでいただくのがいいと思います。 あとはどこまで踏み込むかなのですが、利害関係者との対応マニュアルみたいなものが、職員倫理規定はあると思うのですが、それをもう少し噛み砕いたような対応マニュアルみたいなものがあるならば、職員の方は行動しやすいのかな。対応しなければいけないこともあると思うのです。倫理規定の中で、「ちょっとこれどうなのだろう」と思っても、関係性があったりしてやらなくてはいけないこともあると思うのです。そのときに対応マニュアルみたいな指針があると、職員の方も安心して行動しやすいと思いました。感想としては以上です。
矢田委員長	どうもありがとうございます。本当に研修につきましては、私も本業は弁護士ですけども、仕事柄、研修を頼まれることも多々ある一方で、弁護士としても、年々研修の大切さっていうのは私自身が受ける研修というのも増えていますし、それは大切なことなのだろうなと思っていますので、そういったことも含めてこの後の最終的な提言の際に何らかの形で言えればなというふうに思っているところにはなります。 他に何か委員の先生方からご意見等ありますか。よろしいでしょうか。そうしますと、(3)の職員アンケート調査の結果報告については以上にさせていただきたいというふうに思います。 続きまして(4)閲覧状況についてに移りたいと思います。こちらについて事務局の方からご報告の方をお願いいたします。
事務局	橋本から申し上げます。それでは報告をさせていただきます。森山前副市長の裁判結果におけます裁判資料の閲覧につきましては、従前から申請をしておりましたけれども、さいたま地方検察庁から連絡がございまして調整した結果、去る6月9日火曜日、10日水曜日の2日間で閲覧を行いましたことをまずもってご報告をさせていただきます。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	今回の第三者委員会からの閲覧申請につきましては、さいたま地検には行政機関からの依頼に対する協力、行政共助とおっしゃっていましたが、そういった形でお引き受けをいただいたとのごことでございまして、その内容は一般市民の方からの閲覧申請では閲覧できない内容も多く含まれていることから、閲覧資料に基づく委員会での協議においては、非公開の場がふさわしいとのご指導をいただきました。その旨を委員会の進め方の取り決めに基つきまして、委員さんにご報告をさせていただき、事前にご協議をいただいた結果、全ての委員さんから協議は非公開で行うべきというご指示をいただいたところでございます。 なお、この後第2部議事（1）の検証作業についての中で、委員さんからいただいている閲覧における指示事項をもとに閲覧してきた結果の概要メモ程度という形になりますけれども、こちらを報告させていただき、それをもとに、聞き取り対象者をどなたにするかなどをご協議いただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。
矢田委員長	ご報告ありがとうございます。この点についてなのですけれども、検察庁の方からも、あくまでも行政共助というような形でご協力いただいているというようなものですので、あくまでもこの第三者委員会に対してのご協力ということで開示をしていただいているということもでございます。ですので、情報につきましては非公開という形にするということがやっぱり検察庁との信頼関係等もあると思いますので、そのように私の方で考えさせていただきまして委員の皆様の方には、非公開でよろしいでしょうかというのを確認させていただいて、今回非公開というような形をとらせていただいたという次第になっております。 もう一度確認ですけれども、両委員の先生方の今回この点につきましては、非公開対応にするという形にしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	それではそのような形にさせてください。非公開ということですが、非公開で行った会議の結果につきましては、後日準備ができてからということにはなりますけれども、その概要を公開するという形で対応したいというふうに思っているところです。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

矢田委員長	またこれに関連して聞き取り調査等ということについてなんですけれども、今後、対象者を決定した上でその聞き取りの相手方と調整がつき次第、行いたいというふうな形で進めていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	ありがとうございます。ではそのような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。その聞き取り対象をどうするかということも含めてなんですけれども、聞き取り調査につきましては委員会の期日とは別の期日に非公開で実施するということにさせていただく予定です。 そして別の期日に聞き取った内容についてですけれども、こちらについては聞き取り後の公開の委員会の場において委員長である私の方から報告をさせていただくというふうに考えているところになります。 会議録を公表する際になのですけれども、聞き取り対象者の同意を得た上でという前提にはなりますが、聞き取り結果についても公表させていただければというふうに考えているところになります。 以上私の方で今お話をさせていただきましたのは、委員会全体の冒頭に確認させていただいた内容ですけれども、そういった取り決めにさせていただきましたので、それに沿って今言ったような形で対応したいというふうに考えているところですので、よろしくお願いいたします。 また、これから閲覧状況についての報告を受けますが、それはこの委員会からこういった内容について閲覧をしてきてくださいとお願いした内容について報告をいただくということになるのですけれども、その聞き取りについても内容を使用するという部分が出てくると思いますので、指示内容に基づく報告に関しまして聞き取りの対象者の方からの同意が必要となるかもしれませんので、その何らかの報告をする際には、その部分について次回以降の委員会で聞き取り結果とあわせて報告の方させていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

矢田委員長	そうしますと（４）につきましては非公開という前提になりますのでこの程度にさせていただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	それでは続きまして（５）その他に移りたいというふうに思っております。こちらにつきまして事務局の方からお願いいたします。
事務局	次回の会議につきましては９月中の開催を想定しておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
事務局	それでは開催日時等につきましては今後調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。開催概要につきましては開催期日の１週間程度前に公表いたします。一部非公開の場合はその旨も併せて公表いたします。委員の皆様におかれましては翌月の５日までに、勤務実績を事務局までメールでご提出いただきますようお願いいたします。 傍聴の皆様へのご連絡です。本委員会に関するお問い合わせは、事務局である総務課までご連絡をお願いいたします。委員の皆様の勤務先等へ個別のご連絡はお控えくださいますようお願いいたします。本日の委員会の第１部の会議録は、ホームページへ掲載いたしますが、準備にお時間をいただきますのでご了承ください。 また報道関係者の方にご連絡です。報道関係者の皆様には第１部の委員会終了後、１５分間になりますが、質疑応答の時間を設けますので、終了までしばらくお待ちください。事務連絡は以上です。
矢田委員長	それでは本日の第１部についての議事はこれで全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。 一般傍聴の方でお帰りの方は、傍聴札を入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

第3回第三者委員会会議録（第1部）

事務局	それでは、ただいまより質疑応答の時間とさせていただきます。質疑のある報道関係者の方は挙手の上指名された方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたしたいと思いますが今回は検証の場でありますので委員の方への質問に限らせていただきます。 質問の内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。また、質疑応答に関する部分は会議録には掲載いたしませんので、よろしくお願いいたします。なお、ご発言の際は、お手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。 《質疑応答》
事務局	それではこの後2部の開催も控えておりますので、このあたりで質疑応答の時間を終了させていただければと思います。ありがとうございました。 それではこれから2部の開催となりますので、報道関係者を含む傍聴者の皆様はご退席をお願いいたします。委員の皆様は準備ができるまでしばらくお待ちください。